

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	企業価値担保権の利用の促進を図るための信託業務の整備	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6962 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和6年3月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 企業価値担保権の利用については、金融機関に限定せず、成長資金等を供給できる貸し手に広く認めることとしている。他方、企業価値担保権は無形資産を含む事業全体を担保目的財産とするため、企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解等、担保権の適切な活用を確保するための措置を含む制度的枠組みの整備を行う必要がある。 こうした措置を講じなければ、企業価値担保権の利用を通じた事業性融資の推進による資金調達の円滑化が図られなくなるおそれがある。</p> <p>【内容】 企業価値担保権の設定は、債務者を委託者、金融庁の監督下に置かれた信託会社を受託者、成長資金等を供給する貸し手を受益者、企業価値担保権を信託財産とする信託契約によらなければならないこととする。また、企業価値担保権に関する信託業務は、その範囲が信託業法上の信託会社の信託業務に比べ限定的となる。 以上から、必要最低限の規制のみが及ぶ新たな法的枠組み(企業価値担保権に関する信託業務を営む信託会社についての免許制)を創設する。 その上で、当該信託会社に対し、当該信託契約の締結の際の企業価値担保権の内容等に係る債務者への説明義務等を課すこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	事業性融資の推進等に関する法律案第8条第1項、第3章第3節等
想定される代替案	代替案では、企業価値担保権の設定は信託契約によることなく、貸し手・借り手の間の担保権設定契約により行うことができることとする。担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解の確保等、担保権の適切な活用を確保するため、企業価値担保権の利用に当たっては、企業価値担保権を利用する全ての貸し手に対し許可等を要することとする。	
直接的な費用	費用の要素	
	(遵守費用)	新たに創設される信託業務に関する免許を取得するための申請費用(例えば、必要な提出書類の作成に係る人件費)が発生する。 (注)なお、信託業法第3条若しくは第53条第1項の免許、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可又は担保付社債信託法第3条の免許を受けた者は、本法の免許を受けたものとみなされることから、これらの者については、上記申請費用は発生しない。 また、新たに創設される信託業務を営む信託会社において、信託業務に係る規制の遵守に関する費用(例えば、信託業務を的確に遂行するための業務管理体制の整備に係る費用)が発生する。
	(行政費用)	国において、免許申請に関する審査に係る費用が発生する。また、信託会社に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。
直接的な効果(便益)	便益の要素	
		企業価値担保権信託会社 ^(注) に対し、契約締結前の債務者への説明等を義務付けることで、企業価値担保権の内容等に係る理解等が図られると考えられる。 (注)新たに創設する企業価値担保権に関する信託業務に係る免許を取得した者(当該免許を受けたものとみなされる者を含む。)をいう。
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	
		代替案の場合

代替案の場合

代替案の場合、企業価値担保権を利用する全ての貸し手について許可等の申請が必要となり、本案の信託会社の免許申請と比較して申請件数が増えるため、相対的に遵守費用が増加する。

代替案の場合、本案の免許申請に関する審査に係る費用と比較して申請件数が増えるため、相対的に許可等の申請の審査に係る費用が増加する。

代替案の場合

本案・代替案のいずれにおいても、借り手の担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な確保等、担保権の適切な活用が確保され则认为。

代替案の場合

	<p>企業価値担保権の適切な運用が確保されることにより、幅広い事業者が企業価値担保権を活用した事業性融資を受けることが可能となり、資金調達の円滑化が図られると考えられる。</p>	—
<p>政策評価の結果 (費用と効果(便益)の関係等)</p>	<p>本案では、企業価値担保権の信託業務に関する創設により、当該信託業務を営むために必要な費用の発生といったマイナスの効果が生じるものの、債務者による企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解等、適切な運用が図られるといったプラスの効果が得られるところ、その効果は上記費用を上回ると考えられる。</p>	
<p>その他関連事項</p>		—
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>「事業性融資の推進等に関する法律」の施行後5年以内に、規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。</p>	
<p>備考</p>		—